

東洋文化研究所紀要 第169冊
平成 28 年 3 月 抜 刷

朝鮮総督府中枢院における韓国・朝鮮の
慣習調査事業と調査報告書に関する研究
——米国ハワイ大学マノア校 (UH Manoa) ・
Hamilton Library の Korean Locked Press 所蔵資料の
紹介と分析を中心に (2) ——

李 英美

朝鮮総督府中枢院における韓国・朝鮮の
慣習調査事業と調査報告書に関する研究
——米国ハワイ大学マノア校 (UH Manoa) ・
Hamilton Library の Korean Locked Press 所蔵資料の
紹介と分析を中心に (2) ——

李 英美

(承前)

IV 資料の特徴別による分類

これまでに計 15 点の資料について、「各個別的資料の紹介」, 「UH Manoa Library Catalog にみる書誌情報」, 「ハワイ大学所蔵朝鮮総督府ノート調査結果」の順で、資料の形態および基本情報などについて概観してきた。以下では、その過程で見えてきた資料の特徴別の整理および分類を試み、それに対する考察を加えたい。

1 筆写本と原本

本資料群の名称について、所蔵先の UH Manoa Library Catalog に、Pilsabon Han'guk saryo ch'ongsö (필사본 한국사료 총서, 筆写本韓国史料叢書) と名付けられていることは、すでに確認したとおりである。ところで、それらの中には、ある特定の前資料を抜粋および書き写した資料と、それ自体が原資料である資料の二種類が混在していることも、また確認することができた。つまり、計 15 点の資料はすべて、必ずしも同資料群の名称とおりに筆写本であるということではないことがわかった。それらの資料を筆写本 (Copy)

と原本 (Original) として二分類すると (以下、筆写本、原本と記す) (21), つぎのようになる。

(1) 筆写本

前掲表1のうち、筆写本の資料としては、①資料1番の Vol.3 Kon'in no seigen shiryō (婚姻ノ制限資料), ②同2番の Vol.3 Kiōn (記言), ③同3番の Vol.56 Nobi (奴婢), ④同6番の Vol.77 Taejōn hoetōn kyōngguk taejōn taejop'yo (大典会通経国大典対照表), ⑤同7番の Vol.99 Sansok (相続), ⑥同8番の Vol.105 Oyako ni kansuru kanshū chōsa (親子ニ関スル慣習調査), ⑦同10番の Vol.114 Fuku ni kansuru kanshū (沭ニ関スル慣習), ⑧同12番の Vol.118 Kon'in no mukō ni kansuru shiryō (婚姻ノ無効ニ関スル資料), ⑨同14番の Vol.191 Kaikyū seido (階級制度) など、計9点の資料が挙げられる。

これら筆写本の資料は、主に典籍調査の形で古文獻・古史料・法律および制度などを調べ、その中から抜粋または書き写しを行ったものが主流をなしている。

しかし、そうした筆写本の中にも、単に原典および原資料を抜粋または書き写しを行っただけでなく、ある特定の慣習事項に関する関連文書の様式 (または書式) を網羅し、体系的に整理して書き写した資料も見当たる。具体的に、上記資料10番の Vol.114 Fuku ni kansuru kanshū (沭ニ関スル慣習) は、海州郡と延白郡という特定地域における沭関連慣習上の各種「文記」⁽²²⁾ 類の様式に関する書類をすべて調べあげ、それらを整理して筆写したものである。所有権の移転やその他の権利の変動などを証明する場面で実際に用いられた「文記」そのものではないが、当時の沭に関する所有の形態や管理・運用などにおける慣習の状況を知る上で、貴重な資料となるものである。

(2) 原本

原本の状態である資料としては、前掲表 1 のうち、①資料 4 番の Vol.58 Kanshū ni kansuru shōkai kaitō tsuzuri (慣習ニ関スル照会回答綴)、②同 5 番の Vol.59 Kanshū ni kasuru kaitō tsuzuri (慣習ニ関スル回答綴)、③同 9 番 (Vol.110) Chūsūin kaikaku ni kansuru ikensho (中枢院改革ニ関スル意見書)、④同 11 番の Vol.115 Kankyōdo Keizai jijō shisatsu hōkokusho (咸鏡道経済事情視察報告書)、⑤同 13 番の Vol.121 Teien,fuku,shoin,iriai,kaden ni kansuru chōsa hōkokusho (堤堰, 湫, 書院[,] 入会, 火田に^マ関スル調査報告書(光州, 和順, 羅州, 金堤各郡) 括弧()内は原文, 同[]内は筆者)、⑥同 15 番の Vol.279 Kanshū ni kansuru shōkai kaitōan (慣習ニ関スル照会回答案) など、計 6 点である。

これらのうち、まず、上記資料 4 番 (Vol.58)、同 5 番 (Vol.59)、同 15 番 (Vol.279) は慣習に関する照会・回答の綴りという、同じ性格の資料として一括りできる。つぎに、上記資料 11 番 (Vol.115) と 13 番の (Vol.121) は、前述したとおり、調査内容や目的、そして管轄部署、調査時期などは全く異なるものであるが、一部の典籍調査を含む現地(実地)調査資料であるという点では、同じ部類に入る資料として分けられる。三つ目に、上記資料 9 番は、意見書という形をとる資料であり、慣習調査や慣習関連の照会・回答などの資料ではないが、当時慣習調査事業の管轄機関であった朝鮮総督府中枢院の改革に関する意見書であるため、本資料群に綴られているものとする。同資料の性格については、のちほど、より詳細な分析を加えることにする。

2 慣習に関する照会・回答類

ここで、計15点の中にある原本の状態の資料のうち、慣習に関する照会・回答の綴りである上記資料4番(Vol.58),同5番(Vol.59),同15番(Vol.279)の性格を究明するための前提として、韓国・朝鮮における慣習調査事業および関連政策についてひとまず整理しておきたい。

韓国・朝鮮における慣習調査事業およびその関連政策を論ずるに際しては、まず、時期別の分類として日韓併合前の統監府時代と日韓併合後の朝鮮総督府時代に、そして、内容別の分類として慣習の「調査活動」の過程(慣習調査事業)と慣習の運用(慣習の法認、または慣習法としての「宣明」)に⁽²³⁾、大きく四分類して見ていく必要があると考える。

まず、時期別の分類として、統監府時代には不動産法調査会、法典調査局をとおして行われた慣習調査事業など、慣習に関する「調査活動」が行われたことが挙げられる。この時期の慣習の「調査活動」は、梅謙次郎の指揮のもと、①不動産調査会において不動産所有関連の慣習調査が1906年から1907年の間に行われ、②法典調査局において、日本法の編別順に沿った全206項目に亘る民商事に関する慣習について、全国的な実地調査と典籍調査が1908年から1910年までの間に慣習調査事業として行われた。それら両者における慣習の「調査活動」の結果は、①では調査の結果を5冊の単行本として刊行し⁽²⁴⁾、②においては、調査員による個別的な慣習調査報告書をまとめ、『慣習調査報告書』(刊行本)として編集・編纂して刊行した⁽²⁵⁾。その後、特に後者の『慣習調査報告書』(刊行本)は、韓国・朝鮮における慣習の存在を認める際の根拠としての「慣習の源泉」⁽²⁶⁾という役割を担っていくことになる。

つぎに、内容別の分類として、日韓併合前は法典調査局において民法民訴法刑法刑訴法など基本法典編纂に向けた慣習調査事業の段階であったため、司法や行政の現場などからの慣習に関する照会とそれに対する法典調査局長の回答をもって、慣習を運用していた。日韓併合後は日本法を適用することになり、民事に関しても民法をはじめとする日本法を「依用」⁽²⁷⁾することになったが、

「朝鮮民事令」(制令第7号, 1912年3月公布, 同4月施行)の第10, 第11, 第12条の規定に基づき, 親族・相続・不動産所有に関する事項については韓国・朝鮮の慣習をもって運用することが定められた。そして, そのことは以後の朝鮮総督府における, 慣習関連政策と慣習の「調査活動」に大きく影響していくことになった。その影響とは, つぎのような二つのことが挙げられる。

まず第一点目に, 慣習関連政策への影響として, 必ずしもその存在や概念が明確でない不文法としての慣習を運用することになったことから, 上記日韓併合前, つまり統監府時代の法典調査局に引き続き, 裁判所や行政の現場などでは慣習に関する不明な点や疑問点などを朝鮮総督府に照会し, 朝鮮総督府では通牒・回答などをもってそれらに対応する形で慣習の存在を確認していたことが, 挙げられる⁽²⁶⁾。それら通牒・回答などは, 慣習を慣習法として「宣明」⁽²⁹⁾する, つまり慣習を慣習法として認める, 言い換えると「法認」するという法規範としての意味合いを有していた⁽³⁰⁾。そうした通牒や回答を発していた主体の中には, 特に法務局長の場合, 朝鮮総督の立法権を代行するものであり, また裁判所と検察庁を監督するものであったことから, その通牒と回答は事実上の法令であったとされる⁽³¹⁾。

そのように慣習の法源として認められていたものをすべて挙げると, ①『慣習調査報告書』, ②司法部長官および同調査局長官の通牒・回答, ③政務総監, 中枢院議長および同書記長の通牒・回答, ④法院長^(法院とは裁判所のこと)と判事の通牒・回答, ⑤司法協会民事審査会の決議・回答・質疑応答, ⑥判例調査会決議, ⑦旧慣及制度審査委員会決議, ⑧高等法院判決, などであった。それらの中で, ③の主体に当たる朝鮮総督府中枢院では, 1933年に, それまでに累積した韓国・朝鮮に関する照会・回答と, 以前の統監府時代の法典調査局でなされた同照会・回答を含め, 「一書に収録して大方の参考に資せむとする」⁽³²⁾という目的で, 『民事慣習回答彙集』(朝鮮総督府中枢院, 1933年)を刊行するに至った。同書に収められた照会・回答類は, 「各官衙の照会に対し箇々の事項につき

其の所見を回答し、処務上の参考に供して来た」ものであり⁽³³⁾、また同書には附録として「旧来の制度風俗慣習を参酌すべき法令と施設の可否を審査」するために朝鮮総督府に設けられていた、「旧慣及制度調査委員会」(訓令第25号、1921年4月設置)の決議も付けられている⁽³⁴⁾。

引き続き、第二点目には、朝鮮総督府における慣習の成文化構想や⁽³⁵⁾、同中枢院における慣習の「調査活動」が、1921年から「民事慣習、商事慣習、制度、風俗」の調査からなる「四部問別調査」、あるいは「新慣習調査」として実施されることになった点など⁽³⁶⁾、1937年までに継続されていたことが挙げられる⁽³⁷⁾。

以上、慣習に関する照会・回答類の朝鮮総督府慣習関連政策における機能および位置づけなどについて瞥見した。引き続き、以下では慣習に関する照会・回答の綴りである資料4番(Vol.58)、同5番(Vol.59)、同15番(Vol.279)に関する性格の究明を試みることにする。そのために、これらの資料と上記『民事慣習回答彙集』を照らし合わせることから始める。

第一に、『民事慣習回答彙集』には、1909年2月18日の「消費貸借五件ニ関スル件」から、1933年9月27日の「相続人ナキ遺産ノ帰属ニ関スル件」に至るまで、全324件の照会・回答が収録されている。そのうち、照会は各級裁判所およびその他の官庁からのものであり、それに対する回答は法典調査局委員長、同局長、朝鮮総督府取調局長、同政務総監、同中枢院書記官長、同中枢院議長などから発せられたものが収められている。

第二に、上記3点の資料のうち、資料4番(Vol.58)から見ていくと、同資料は1927年1月7日から1929年12月27日までの間に行われた、各地方裁判所からの慣習に関する照会と、それに対する朝鮮総督府中枢院からの回答を綴ったものからなっている。同資料と『民事慣習回答彙集』の件名を照らし合わせると、まず、同資料には存在するものの、同書には存在しない件があることに気づく。つまり、同書には、1926年9月以後から1929年1月18日

以前までの間の照会・回答の件が1件も存在しないが、同資料には1927年に5件、1928年に5件存在する。さらに、1929年については、同書には、本稿冒頭の各個別的資料の紹介で前述したとおり5件が収められているが、同資料にはそれらのほかに7件が多く収められていることが確認できる。

同資料にのみ存在するそれらの照会・回答は具体的に、まず1927年は、①同年11月7日「鑑定人選定ニ関スル件」、②同13日「鑑定人選定ノ件」、③同4月24日「面山ニ関スル件」、④同5月5日「鑑定人選定ノ件」、⑤同7月9日「郷校財産ニ関スル件」、などである。つぎに、1928年には、①同年7月9日「鑑定人選定ニ関スル件」、②同10月20日「軍部所管林野ノ処分権限ニ関スル件」、③同「観察使及郡守ノ土地処分権限ニ関スル件」、④同11月13日「朝鮮民事令ニ関スル資料謄写ノ件」、⑤同12月20日「旧制度取調ニ関スル件」、⑥同3月26日「鑑定人選定ニ関スル件」、などが挙げられる。最後に1929年には、①同年4月18日「封山ニ関スル件」、②同7月3日「京畿都(原文通り)事ノ権限ニ関スル件」、③同20日「旧慣調査ニ関スル件」(功臣賜牌奴婢田畝ニ関スル訴訟期限ニ関スル件)、④同8月2日「旧慣調査ニ関スル件」(黄色瓦及黄龍彫刻ニ関スル件)、⑤同「林野ノ賜牌ニ関スル件」、⑥同7月20日「旧慣調査ニ関スル件」(受教中賜牌地ニ関スル出訴期限ノ解釈ニ関スル件)、⑦同12月27日「宗文訴状其ノ他文記ノ意義ニ関スル件」、などがある。

これら計17件の照会・回答は、『民事慣習回答彙集』で空白になっている1927年から1928年までの間を埋めるものであり、また1929年の一部を補うものとなっている。したがって、同時期における慣習関連の照会・回答の内容を知る上で唯一の資料となるものとして、その存在意義は大きいと考える。同時に、なぜ、同書は、編纂の際に同資料にあるそれら照会・回答の件を採り入れなかったか、それを明らかにすることもまた今後の課題として浮かんでくるところである。

第三に、資料5番(Vol.59)は、1941年7月3日から1945年2月20日

までの照会・回答を取り扱っているものとして、『民事慣習回答彙集』が取り扱っている1907年から1933年までの間という、時期的範囲外の照会・回答の状況を知る上で貴重な存在となるものであると言える。同時に、前述のとおり韓国・朝鮮における「慣習の源泉」と言われる『慣習調査報告書』（刊行本）と⁽³⁸⁾、日本による韓国・朝鮮の慣習調査事業に関する唯一の概説書と言われる『朝鮮旧慣制度調査事業概要』（朝鮮総督府中枢院、1938年）において⁽³⁹⁾、それぞれ、前者は1910年までの慣習を、後者が1937年までの慣習調査関連事項のみを取り扱っており、従ってこんにち、それら以外の時期については資料が乏しい状況を考慮すると、同資料が取り扱っている時期の重要性を窺い知ることができる。特に後者の場合、その刊行をもって、それまでに朝鮮総督府中枢院で行われていた慣習調査、あるいは旧慣および制度調査が終わりを告げることになったため⁽⁴⁰⁾、現在、1938年以降の韓国・朝鮮における慣習調査、あるいは旧慣および制度調査に関する記録や資料は、判例を除いては非常に乏しい状況である。

しかしながら、その後の慣習関連政策をみると、日本法の韓国・朝鮮への「依用」の範囲が次第に拡大していき、1939年には「朝鮮民事令」第11条の第3次改正（制令第19号、1939年11月10日公布、1940年2月11日施行）を以て、日本の「異姓養子」、「創始改名」制度が韓国・朝鮮へ導入および実施される運びとなり、韓国・朝鮮の慣習の適用範囲が大幅に縮小されていく中でも、親族・相続に関する韓国・朝鮮の慣習は依然として運用されていた。

そうした事実を考えると、1940年代の韓国・朝鮮の慣習関連資料が乏しい中、1940年以降の全国各級裁判所からの慣習に関する照会と、それに対する朝鮮総督府中枢院からの回答を綴った同資料は、『高等法院判決録』（朝鮮総督府高等法院蔵版、司法協会発行、1908～1943年）とともに⁽⁴¹⁾、同時期の韓国・朝鮮における慣習の状況を明らかにする上で、有用な資料になるものと考えられる。

加えて、同資料は計 6 件の回答綴りからなっているが、実際には照会の内容も記されており、その詳細を知ることができる。また、計 6 件という件数にもかかわらず、見開き全 203 枚という大分量からは、当時の特定の慣習に関する照会・回答の内容を知る上で、十分な情報を提供してくれるものであると言える。

第四に、資料 15 番 (Vol.279) は、資料の紹介で前述したとおり、『民事慣習回答彙集』のうち、1914 年度の照会・回答をなす元の資料 (原本) であることが明らかにされた。こうしたことから、同資料をとおしては、『民事慣習回答彙集』の編纂・編纂過程を再現する上で、参考になるものであると言えることができる。

以上、慣習に関する照会・回答の綴りである資料 4 番 (Vol.58)、同 5 番 (Vol.59)、同 15 番 (Vol.279) について検討を加えてきた。そこからは、これらの資料が、1927 年から 1928 年まで、そして 1941 年から 1945 年までの間における、韓国・朝鮮の慣習に関する照会・回答の内容を知る上で、貴重な資料となるものであることが明らかにされた。

3 資料 9 番 (Vol.110) 「中枢院改革ニ関スル意見書」の位置づけ

同資料は、前述の各個別的資料の紹介でみたとおり、作成者名、作成年などが不明である。ここでは、この種の資料が出された時代的背景、つまり朝鮮総督府中枢院改革の必要性を述べた意見書が出た当時の韓国・朝鮮の社会的・政治的背景について、先行研究の成果を踏まえて見ておくことにする⁽⁴²⁾。そのあとに、同資料が本資料群に収められた経緯や資料の性格などについて考察を加えることにする。

古くから存在していた中枢院が⁽⁴³⁾、朝鮮総督の諮詢機関として設けられたのは、1910 年 8 月の日韓併合とともに同年 9 月に公布された「朝鮮総督府中

枢院官制」(勅令第355号,同10月1日施行)をもつてのことであった⁽⁴⁴⁾。そうした朝鮮総督府中枢院(以下,同資料名に倣って中枢院と記す)の設置目的については,こんにち,日韓併合への協力者および併合によって官職を失った大韓帝国の高官に対する地位および名誉を保持させることが主目的であったとされる⁽⁴⁵⁾。実際に,1919年の全国的な「3.1独立運動」が起きるまで,中枢院会議は一度も開かれず,したがって政策諮問も行われずの状態であり,当時の中枢院に対する世論は,「親日貴族の養老院」であるとされていた。その後,朝鮮総督府は上記「3.1独立運動」のこを受け,それまでの「武断政治」から「文化政治」へと統治方針を変えるとともに,1919年9月15日からは第1回中枢院会議を開き,それ以降,定期的に開いていくことになった⁽⁴⁶⁾。また,その後の1920年代から1930年代の前半期にかけて韓国・朝鮮では,朝鮮人の参政権運動および自治運動が繰り広げられることになったが⁽⁴⁷⁾,そうした状況下で,中枢院参議の中には日本による韓国・朝鮮の植民地支配を肯定しつつ,中枢院を改革して自らの政治的欲求を満たそうと意図する者が現われていたとされる⁽⁴⁸⁾。そうした現象については,こんにち,当時の朝鮮人ブルジョア階級の置かれていた政治的現実の一断面を示すものとして,彼らにとって中枢院は朝鮮総督および朝鮮総督府の高位官吏と接触できる,唯一の中央政治の舞台であったためであるとされる⁽⁴⁹⁾。

以上の時代的背景を踏まえ,同資料が主張しているものは何か,それについて確認することにする。

まず,その意見書の内容を知るために前述の各個別的資料の紹介で少し触れた「改革ノ要項」の詳細をみると,つぎのとおりである。①「内地人議官ノ選任」(中央参議43名中の5名,地方参議42名中の15名を内外の内地人(在朝日本人)から参議として選任すること),②「地方参議ノ増員」(参議の総数を65名から85名にし,そのうち,中央参議は45名から43名に減らし,地方参議は20名から42名に増員すること),③「地方参議配当数ノ改正」(地方参

議の各道配当人数は道人口を基準にし、それに道・邑評議委員数を参酌して定めること)、④「参議詮衡方針ノ確立」(説明項目なし)、⑤「補選議官ノ任期改正」(説明項目なし)、⑥「参議ノ待遇及手当ノ改善」(参議の待遇は、中央参議はすべて勅任待遇とすること。中央参議の手当は現在のまま(3,000~1,200円)にし、地方参議はすべて廃止するか半額にすること)、⑦「諮問事項及報告事項ノ明定」(説明項目なし)、⑧「建議権ノ付与」(大韓帝国期の中枢院は建議権を有しており、台湾総督府評議会もこれを認めているので、より積極的な諮問機関の役割を遂行するために建議権を認めるべきである)、という項目からなる(括弧()の中の整理引用、筆者)。同資料は、また、これらのうち、特に①②⑦⑧が重要事項であるとする。

つぎに、同資料、つまりこの意見書ではつぎのような自らの立場を明らかにしている。「民意ヲ採択シテ民情ニ適切ナル行政ヲ行フコトハ施政ノ要諦」であり、中枢院設置の目的もそこにあるとすることから始まり、「民意暢達」の趣旨のもとに地方制度が大きく改正され、道・府・邑などの団体に自治制が認められ、地方行政上に画期的な進捗があったにもかかわらず、「中央行政ニ於テ之ニ参画スヘキ唯一ノ諮詢機関タル中枢院カ未タ其ノ□ヲ備ヘサル状態ニ在」り、そうしたことが地方と中央の均衡を壊しているとする(□は判読不可能な文字)。

そのため、「中枢院改革ノ急務」として、「中枢院ノ組織ヲ改メ権限ヲ拡張シテ名実共ニ民論ノ代表機関タラシムルハ、嘗ニ中央行政上緊要ナルノミナラズ、一般民心ノ安定上ヨリスルモ思想善導上ヨリスルモ極メテ緊要ナル事項ナリ」としている。また、そうした中枢院改革の主張が朝鮮人の参政権付与の機会を促進するものではないかという声もあるが、参政権の問題と中枢院改革の問題は無関係であるとする。そして、同資料は、中枢院「改革案ノ基調」としてつぎのような様々な主張があるとする。それらは具体的に、「中枢院ヲ廃止シテ朝鮮議會ト為スヘシ」、「諮詢機関ヲ改メテ決議機関ト為スヘシ」、「中枢院ニ政治的機能ヲ与フルハ不可ナリ」、「現状ノ儘ニテ可ナリ改正ヲ要セス」などである

が、本意見書はそれら「両者ノ中間」、つまり中立的な立場にあるものとする。

それでは、なぜ、この時期にこうした意見書が出されたのか、その理由について同資料の中から見えておくことにする。「昭和八（1933）年六月二日ニハ中央参議四十五人中三十四人[、]地方参議二十八人中十五人ノ任期満了者アルヲ以テ中樞院参議ノ殆ンド大部分ハ右期日ニ改選ヲ要スルニ依リ目下諸制度改革ノ最好機ニ在リ」とし、この時期を「改革ノ好機」と見ている。つまり、中央参議および地方参議の殆どが任期満了となる1933年6月2日を迎え、改革の好機としていることから、ここに同資料の作成年がある程度、見えてくる。同資料は、1930年12月に地方制度が改正されたあとの1931年1月以降⁽⁵⁰⁾、上記多数の中樞院参議の任期満了日である1933年5月を迎えて、その前に作成されたものと推定される⁽⁵¹⁾。

果たして、同資料の意見は、その後、朝鮮総督府に受け入れられたであろうか、つまり実現したであろうか。そのことについて、中樞院官制の改正歴をとおして確認しておくことにする。

中樞院官制の改正歴を一瞥すると、つぎのとおりになる。①第1次改正（1912年3月27日）で、書記官長を専任とし、通訳官の職務および権限を明記した。②第2次改正（1915年4月30日）では、新たに朝鮮の旧慣および制度に関する事項の調査を管轄することになった。また、従来の通訳官3人を2人に減らし、新たに通訳生1名をおいた。③第3次改正（1921年4月26日）は本格的な中樞院改革として、議官名称の変更（顧問・贊議・副贊議を顧問・参議に変更）、議官人数の変更（顧問15人から5人へ、贊議20人・副贊議35人から参議65人へ）、議官待遇の変更（顧問・贊議の勅任待遇から、顧問は親任待遇へ、同参議は勅任待遇または委任待遇へ）、議官の評決権の拡張（従来顧問のみにあった評決権を全員に認める）、議官任期の定め（従来は存在しなかった任期を3年とし、さらに更任する制度にする）、議官の手当の増額（従来の副議長および顧問は年2,500円以内・贊議は年1,200円以内・副贊議は年800

円以内から、副議長は4,000円以内・顧問および参議は3,000円以内に変更)、地方参議の選任(従来朝鮮総督が直接上申して任命していた参議の一部について、地方の名望と学識および経験豊富な者の中から道知事が候補者を上申し、それに基づいて任命)が行われた。④第4次改正(1923年5月22日)では、経費節約のため、属の通訳生を10人から8人に、書記長の専任制を廃止して朝鮮総督府の局長・部長・勅任の参事官が兼任することに変更した。⑤第5次改正(1924年12月25日)では、属の通訳生を8人から7人に減らし、書記官長の兼任者のうちの部長と勅任の参事官を除いた⁽⁵²⁾。

以上の中枢院官制の改正歴からは、同資料の意見としての、中枢院の「改革ノ好機」であるとされた1933年6月2日以後の改革・改正の歴は見当たらない。つまり、同資料の意見は朝鮮総督府に受け入れられず、従って実現されなかったことが確認できる。

最後に、同資料の資料価値について考察を加えたい。同資料はこんにち、当時の中枢院改革関連の新聞・雑誌の論考や記事などとともに韓国語に訳され、2008年に韓国で刊行された『친일반민족행위관계사료집(親日反民族行為関係史料集)Ⅳ— 조선귀족과 중추원(朝鮮貴族と中枢院)』に収められている⁽⁵³⁾。そこには、韓国語の解説も附されており、おそらく現在韓国の国史編纂委員会所蔵の『中枢院官制改正に関する参考資料』(作成者・作成時期不明。推定、1933年頃。180頁)とともに⁽⁵⁴⁾、中枢院研究や中枢院改革問題を含む当時の植民地朝鮮における参政権運動、および自治運動などを研究する上で欠かせない資料になるものと考えられる。ただ、そのうち、前者は原資料ではなく、韓国語訳本であるため、研究上には依然として、本稿で取り上げている原資料としての同資料の閲覧が必要となってくる。このことから、同資料の存在価値は高いと言えよう。

以上のことから、同資料は、慣習調査や慣習関連政策などと直接関係のない資料であるにもかかわらず、中枢院関連の重要資料のひとつとして扱われ、本

資料群に綴られているものと推定される。

結びにかえて

UH Manoa の Hamilton Library 内の Korean Locked Press に現存する⁽⁵⁾、韓国・朝鮮の慣習をはじめとする諸調査に関する報告書の資料群の中から無作為に選んだ資料計 15 点について、資料の性格を解明するための基礎作業を行ってきた。

まず、計 15 点の各個別的資料の形態や形式上の特徴などを概観する形で資料の紹介を行った。つぎに、UH Manoa Library Catalog における計 15 点の資料に関する書誌情報をおとして、それら資料に関する基本情報と本資料群全体に関する名称、つまりシリーズ名を確認できた。そして、三つ目には、「ハワイ大学所蔵朝鮮総督府ノート調査結果」(以下、「ノート調査結果」と記す)による資料の分類と評価などを概観するとともに、同「ノート調査結果」と各個別的資料を比較・対照し、同「ノート調査結果」の基本的な誤謬を指摘・訂正し、かつ同「ノート調査結果」の本資料群に対する評価方法の妥当性および有効性について検証を行った(以上、本稿(1))。

以上のことを通じて、本稿ではつぎのような点を明らかにすることができた。

第一に、本資料群の中には、ある資料の抜粋または書き写しを行った筆写本(Copy)の資料計 9 点と、それ自体が書き下ろしの原本(Original)資料計 6 点が混在することを明らかにした。それに加え、それらを資料の性質別に分類し、各個別的資料の特徴および史料としての重要性や価値などについて考察を行った。

第二に、朝鮮総督府時代における慣習に関する照会・回答の内容を知ることのできる資料 3 点の存在を確認し、1909 年から 1933 年までの慣習関連の照会と回答をまとめた刊行本の『民事慣習回答彙集』(朝鮮総督府中枢院、1933

年)との間に対照・比較を行い、つぎの点を明らかにすることができた。これらの資料は、①これまでに慣習に関する照会・回答の状況が空白であった1927年から1928年までの間を埋めるものである点、②これまでに全く知られていなかった1940年代における同照会・回答の状況を示すものである点、という二点である。

第三に、本稿で取り上げた計15点の資料のうち、「中枢院改革ニ関スル意見書」について資料の時代的、政治的背景やその意義および資料としての価値について考察を行った。同資料は、中枢院研究を含め、中枢院改革問題およびそれと関連した朝鮮人の参政権運動、自治運動などを研究する上で欠かすことのできない重要な資料となるものであることを明らかにした(以上、本稿(2))。

<続く>

●以下、註は字数の関係上、次号にする。

●本研究はJSPSの科研費「21830116」の助成を受けたものである。

“Study on the regional customs survey project in
Korean Peninsula conducted by Chusuin of the
Governor-General of Korea and the survey reports
——Focusing on introduction and analysis of source
material owned by Korean Locked Press of
Hamilton Library at the UH Manoa in the
United States” ——

by LEE Youngmee

The target of analysis in this paper is a variety of reports which were produced and reported during the process of investigation on Korean customs as part of the survey project on regional customs which was carried out during the Japanese reign of Korean Peninsula. Although analysis of regional customs survey reports could be conducted from various points of view, this study aims to locate the owner of source material and then clarify its nature prior to the analysis of contents, as the locations of such material have not yet been identified. Korean Locked Press of Hamilton Library at the UH Manoa currently owns 429 sets of reports of the regional customs survey in Korean Peninsula carried out by the Government-General of Chusuin after the Japan–Korea Annexation. However, the only available information regarding this group of sources is the UH Manoa Library Catalog which contains general bibliographic information, and “The survey results on the notes from the Government-General of Chusuin owned by the UH Manoa” created in 2004. Both of them lack any explanation of its contents. This paper clarifies the purposes and contents of the survey, how it was carried out and by whom, which institution or organization the reports were produced, as well as the circumstances as to how they were added to the collection of this library. For this purpose, the basic information of source material which has been investigated and verified by the author will be introduced, and then examination

will be carried out regarding the regional customs survey project in Korean Peninsula conducted by the Government-General of Chusuin. In this process, problems of the classification method within “The survey results on the notes from the Government-General of Chusuin owned by the UH Manoa” will be pointed out, and the source material will be re-classified from a legal history point of view.